

No. 6	調査課題名：「平成19年度評価依頼計画物質」に掲載された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に関する調査					
調査目的	食品衛生法の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）の施行に伴い、いわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日に導入された。 制度導入に伴い暫定基準が設定されたが、その際に基準を参照した国（米国、オーストラリア、カナダ、EU及びニュージーランド(以下「暫定基準参照国」という。))、JMPR（FAO/WHO残留農薬合同会議）及びJECFA（FAO/WHO 食品添加物合同専門家会議）の毒性に係る評価書が発行された以降の科学的知見を収集することを目的とする。					
その他	進捗状況 (<input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 一般競争入札公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了				
	公告日	H19.12.7	契約締結日	H20.1.23	履行期限	H20.3.24
	調査実施機関	財団法人国際医学情報センター				
	契約金額	7,998,900円				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり				
	その他参考資料	—				